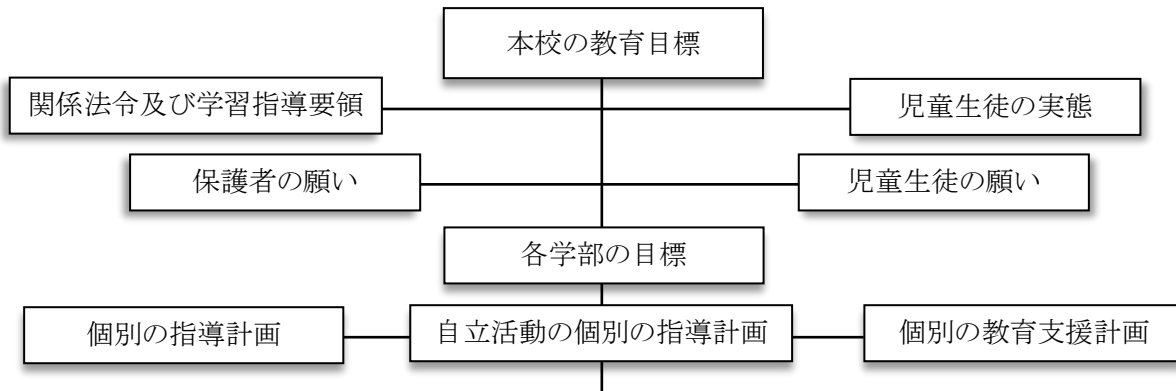


(6) 自立活動の全体計画



- 【合理的配慮】
自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視し、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教育内容、方法等について適宜、必要かつ適切な変更・調整を行う。
- 【自立活動の基本】
個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

本校における自立活動の指導

- ・肢体不自由校としての特色を踏まえ、6区分27項目を適切に整理し、相互に関連させながら指導を行う。
- ・児童生徒の発達段階を的確に把握し、適切な指導計画のもと、教科等との関連を図りながら、教育活動全体を通じて指導を行う。
- ・将来を見据えた、生活を豊かにする支援機器の活用を促しコミュニケーションの幅を広げる指導を行う。

【Ⅰ課程】通常学級	【Ⅱ課程】重複障がい学級	【Ⅲ課程】訪問教育学級
<ul style="list-style-type: none"> ○身体各部位の理解や生活・病状を自ら管理できる力の育成に取り組むとともに、身体の動きや情緒の安定等の学習上の困難の改善につながる力を育む ○補助具や情報機器を活用できる力を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動能力、認知能力、言語・コミュニケーション能力、社会的能力など、児童生徒の調和的発達の基盤を養う。 ○発達段階に応じて、健康の保持、感覚能力、情緒の発達、姿勢保持能力の力を育む。 ○身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫し、コンピュータ等の情報機器などを活用し、人間関係やコミュニケーションの基礎的能力を育む。 	
障がいの特性の理解に関する指導	姿勢・運動・動作に関する指導	感覚の活用に関する指導
<ul style="list-style-type: none"> ・身体各部位の状態の理解 ・養護する力の習得 ・病気の進行予防 ・自己理解 ・生活環境の調整 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ ・姿勢保持(側臥位、腹臥位、座位、四つ這い位、膝立ち位、立位) ・歩行や移動 ・粗大運動 ・微細運動 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具遊び(前庭感覚、固有感覚) ・感覚刺激体験 ・視覚と聴覚の協調 ・視覚と手の運動の協調 <p style="text-align: center;">等</p>

自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校教育活動全体を通じて適切に行う。各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動と密接な関連を保つ。